

この度は、「ズルい！合格法 医薬品登録販売者試験対策 鷹の爪団直伝！参考書 Z超」をご購入いただき、誠に有難うございます。
試験問題作成に関する手引き(令和8年4月)の改正内容等を反映し、以下のとおり改訂させていただきます。
ご不便をお掛け致しまして申し訳ございませんが、何卒宜しくお願い申し上げます。

「ズルい！合格法 医薬品登録販売者試験対策 鷹の爪団直伝！参考書 Z超」改訂一覧表

◆令和8年5月1日

第1章 医薬品に共通する特性と基本的な知識

No.	頁	該当箇所	誤	正
1	P9	下から2行目	表示することが 許可された 健康食品である。	表示することが できる 健康食品である。
2	P10	保健機能食品の表 特定保健用食品の 特徴 上から2～4行 目	特定の保健機能を示す 有効性 や安全性などに関する国の 審査を受け、許可されたものである	特定の保健機能を示す 効果 や安全性などに関する国の審 査を受け、許可されたものである
3	P10	保健機能食品の表 栄養機能食品の特 徴	身体の健全な成長や発達、健康維持に必要な栄養成分(ビ タミン、ミネラルなど)の補給を目的としたもので、国が定め た規格基準に適合したものであれば、その栄養成分の健康 機能を表示できる	食生活において栄養成分(ビタミン、ミネラルなど)の補給を 目的として摂取する者に対し、その栄養成分の機能の表示 をする食品であり、個別の許可申請を行う必要がない自己 認証制度である
4	P10	保健機能食品の表 機能性表示食品の 特徴 上から1～2行 目	事業者の責任で科学的根拠をもとに 疾病に罹患していない 者の 健康維持及び増進に役立つ機能を商品のパッケージに 表示	事業者の責任で科学的根拠をもとに 機能性関与成分が有 する 健康維持及び増進に役立つ機能を商品のパッケージに 表示
5	P10	保健機能食品の表 枠外 右下	※罹患・・・病気にかかること	削除
6	P10	吹き出し内 上から1行目	令和4年1月の 見直し により、スイッチOTC	令和4年1月より、スイッチOTC
7	P11	絶対覚えるポイント 上から1～2行目	・機能性表示食品は、事業者の責任で科学的根拠をもとに 疾病に罹患していない者の 健康維持及び増進に役立つ機 能を	・機能性表示食品は、事業者の責任で科学的根拠をもとに 機能性関与成分が有する 健康維持及び増進に役立つ機能 を
8	P11	レオナルド博士から の挑戦問題 解答 問4	問4: × 疾病に罹患していない者の 健康維持及び増進に役 立つ機能を商品のパッケージに表示するものである	問4: × 機能性関与成分が有する 健康維持及び増進に役 立つ機能を商品のパッケージに表示するものである
9	P35	(a) サリドマイド訴訟 本文1～2行目	催眠鎮静剤等として販売されたサリドマイド製剤を 妊婦 が使 用したことにより、	催眠鎮静剤等として販売されたサリドマイド製剤を 妊婦又は 妊娠していると思われる女性 が使用したことにより、

この度は、「ズルい！合格法 医薬品登録販売者試験対策 鷹の爪団直伝！参考書 Z超」をご購入いただき、誠に有難うございます。
試験問題作成に関する手引き(令和8年4月)の改正内容等を反映し、以下のとおり改訂させていただきます。
ご不便をお掛け致しまして申し訳ございませんが、何卒宜しくお願い申し上げます。

「ズルい！合格法 医薬品登録販売者試験対策 鷹の爪団直伝！参考書 Z超」改訂一覧表

◆令和8年5月1日

第1章 医薬品に共通する特性と基本的な知識

No.	頁	該当箇所	誤	正
10	P35	(a) サリドマイド訴訟 本文8行目	妊婦がサリドマイドを摂取した場合、	妊婦又は妊娠していると思われる女性がサリドマイドを摂取した場合、
11	P35	(a) サリドマイド訴訟 本文12行目	そのサリドマイドの血管新生を妨げる作用は、光学異性体のうち一方の異性体(S体)	そのサリドマイドの血管新生を妨げる作用は、鏡像異性体(光学異性体)のうち一方の異性体(S体)
12	P35	光学異性体の図 タイトル	光学異性体	鏡像異性体(光学異性体)
13	P36	レオナルド博士からの挑戦問題 問4 1行目	血管新生を妨げる作用は、サリドマイドの光学異性体	血管新生を妨げる作用は、サリドマイドの鏡像異性体(光学異性体)
14	P37	吹き出し 上から2行目	1979年、医薬品の副作用による	1980年、医薬品の副作用による
15	P37	スモン訴訟の歴史の 年表 左矢印に追加	1979年 全面和解が成立した。 医薬品副作用被害救済制度が創設された。	1979年 全面和解が成立した。 1980年 医薬品副作用被害救済制度が創設された。
16	P42	(e) C型肝炎訴訟 本文1行目	出産や手術での大量出血などの際に特定の	出産や手術の際に特定の
17	P43	絶対覚えるポイント サリドマイド訴訟の 被害 1行目	妊婦が使用	妊婦又は妊娠していると思われる女性が使用

この度は、「ズルい！合格法 医薬品登録販売者試験対策 鷹の爪団直伝！参考書 Z超」をご購入いただき、誠に有難うございます。
 試験問題作成に関する手引き(令和8年4月)の改正内容等を反映し、以下のとおり改訂させていただきます。
 ご不便をお掛け致しまして申し訳ございませんが、何卒宜しくお願い申し上げます。

「ズルい！合格法 医薬品登録販売者試験対策 鷹の爪団直伝！参考書 Z超」改訂一覧表

◆令和8年5月1日

第2章 人体の働きと医薬品

No.	頁	該当箇所	誤	正
1	P53	大腸 本文上から2行目	●小腸と違い内壁粘膜に絨毛がないため、消化はほとんど行われない	●小腸と違い内壁粘膜に絨毛がない。また、消化はほとんど行われない
2	P72	副鼻腔 本文1行目	●副鼻腔は鼻腔と同様に線毛を有し、粘液を分泌	●副鼻腔は鼻腔と同様、線毛を有する細胞と粘液を分泌

この度は、「ズルい！合格法 医薬品登録販売者試験対策 鷹の爪団直伝！参考書 Z超」をご購入いただき、誠に有難うございます。
 試験問題作成に関する手引き(令和8年4月)の改正内容等を反映し、以下のとおり改訂させていただきます。
 ご不便をお掛け致しまして申し訳ございませんが、何卒宜しくお願い申し上げます。

「ズルい！合格法 医薬品登録販売者試験対策 鷹の爪団直伝！参考書 Z超」改訂一覧表

◆令和8年5月1日

第3章 主な医薬品とその作用

No.	頁	該当箇所	誤	正
1	P132	漢方処方製剤(小児の疳) 本文5行目	●ほとんどが、構成生薬としてカンゾウを含む(主として健胃作用を期待)	●これらのうち、柴胡加竜骨牡蛎湯以外は、いずれも構成生薬としてカンゾウを含む(主として健胃作用を期待)
2	P271	上から3行目	多量の牛乳などを飲ませる	牛乳などを飲ませる

この度は、「ズルい！合格法 医薬品登録販売者試験対策 鷹の爪団直伝！参考書 Z超」をご購入いただき、誠に有難うございます。
試験問題作成に関する手引き(令和8年4月)の改正内容等を反映し、以下のとおり改訂させていただきます。
ご不便をお掛け致しまして申し訳ございませんが、何卒宜しくお願い申し上げます。

「ズルい！合格法 医薬品登録販売者試験対策 鷹の爪団直伝！参考書 Z超」改訂一覧表

◆令和8年5月1日

第4章 薬事関係法規・制度

No.	頁	該当箇所	誤	正
1	P287	タイトル	「薬事関係法規・制度」	「薬事に関する法規と制度」
2	P296	(a)上から2行目	基準に適合しないもの	基準に適合せず、かつ、次のイ及びロのいずれにも該当しないもの イ その性状及び品質が適正なものとして法第14条又は法第19条の2の承認を受けたもの ロ その性状及び品質が適正なものとして法第14条又は法第19条の2の承認を受けたものの製造の用に供するもの
3	P299	要指導医薬品のオレンジ背景上から1行目	次のイからニまで	次のイからホまで
4	P299	要指導医薬品のオレンジ背景下から3行目	薬剤師の対面による情報の提供及び薬学的知見に基づく指導	薬剤師の対面又は映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話を行うことが可能な方法その他の方法により薬剤若しくは医薬品の適正な使用を確保することが可能であると認められる方法として厚生労働省令で定めるもの(以下「対面等」という。)による情報の提供及び薬学的知見に基づく指導
5	P299	要指導医薬品のオレンジ背景の下文章	※法第4条第5項第3号のイからニについては、	※法第4条第5項第3号のイからホについては、
6	P299		 <p>要指導医薬品は文字通り指導を要する医薬品じゃ！つまり薬剤師の指導があって初めて販売できるため、登録販売者は取り扱えないじゃな。ただそうはいても、注射薬のような侵襲性の高い、つまり痛いとか人に影響が強い薬は該当しない。それは医師が扱う医薬品だから医療用医薬品に該当するんじゃ。</p>	<p>また、法第4条第3項第4号ロにおいて、適正な使用のために薬剤師の対面による販売又は授与が行われることが特に必要な要指導医薬品として、厚生労働大臣が薬事審議会の意見を聴いて指定する要指導医薬品は「特定要指導医薬品」と規定されている。</p>
7	P300	絶対覚えるポイント 要指導医薬品 上から1行目	次のイからニまで	次のイからホまで
8	P300	絶対覚えるポイント 要指導医薬品 下から3行目	対面に	対面等に

この度は、「ズルい！合格法 医薬品登録販売者試験対策 鷹の爪団直伝！参考書 Z超」をご購入いただき、誠に有難うございます。
試験問題作成に関する手引き(令和8年4月)の改正内容等を反映し、以下のとおり改訂させていただきます。
ご不便をお掛け致しまして申し訳ございませんが、何卒宜しくお願い申し上げます。

「ズルい！合格法 医薬品登録販売者試験対策 鷹の爪団直伝！参考書 Z超」改訂一覧表

◆令和8年5月1日

第4章 薬事関係法規・制度

No.	頁	該当箇所	誤	正
9	P303	オレンジ背景 下から3行目	対面による	対面等による
10	P303	●もともと医療用医薬品だったもの 1番右のイラストの 下の文章	薬剤師の対面による	薬剤師の対面等による
11	P303		<p>そうか。要指導医薬品は対面で薬剤師さんと話さなきゃいけないから、インターネットでは買えないのか！元々病院で扱ってたとはいえ、国として安全性を担保する上で規制をかけているんですね。</p> 	削除
12	P304	レオナルド博士からの挑戦問題 問4 問題、解答	問4 要指導医薬品は、その適正使用のため薬剤師の対面による情報の提供及び薬学的知見に基づく指導が行われることが必要なものである。 問4:○	削除
13	P313	下の空白		別紙参照 ※別紙を印刷のうえ、該当箇所に貼り付けていただくことを推奨いたします。貼り付けるスペースがない場合は、本に挟んでいただくか、上部のみをのり付けして貼り付けてください。
14	P317	オレンジ背景 (b)1行目	医薬品では	医薬品(性状又は品質が日本薬局方で定める基準に適合するものに限る。)では
15	P317	オレンジ背景 (l)の下に追加		(m)指定濫用防止医薬品にあつては、内容量が規則に規定する数量以下の指定濫用防止医薬品については、「要確認」の字句、その他の指定濫用防止医薬品については、「要確認」の「要」を丸囲み又は四角囲みにした字句 (n)日局に記載されている医薬品(日局の基準に適合しないものであつて、性状又は品質について適正なものとして承認を受けたものに限る。)における有効成分の名称及びその分量
16	P329	栄養機能食品 概要	1日当たりの摂取目安量に含まれる栄養成分の量が、基準に適合しており、栄養表示しようとする場合には、食品表示基準の規定に基づき、その栄養成分の機能の表示を行わなければならない	1日当たりの摂取目安量に含まれる当該栄養成分量が、定められた下限値及び上限値の範囲内にある必要があるほか、当該栄養成分の機能だけでなく摂取をする上での注意事項も表示する必要がある
17	P329	栄養機能食品 許可 上から1行目	消費者庁長官の許可は不要	消費者庁長官の個別の審査を受けたものではない

この度は、「ズルい！合格法 医薬品登録販売者試験対策 鷹の爪団直伝！参考書 Z超」をご購入いただき、誠に有難うございます。
試験問題作成に関する手引き(令和8年4月)の改正内容等を反映し、以下のとおり改訂させていただきます。
ご不便をお掛け致しまして申し訳ございませんが、何卒宜しくお願い申し上げます。

「ズルい！合格法 医薬品登録販売者試験対策 鷹の爪団直伝！参考書 Z超」改訂一覧表

◆令和8年5月1日

第4章 薬事関係法規・制度

No.	頁	該当箇所	誤	正
18	P329	機能性表示食品 概要 上から2行目	機能性	機能性関与成分が有する機能性
19	P329	いわゆる「健康食品」	いわゆる「健康食品」	その他のいわゆる「健康食品」
20	P331	上から1行目	別表 4-4 栄養機能食品:栄養機能表示と注意喚起表示(一部抜粋)	別表 4-4 栄養機能食品:栄養成分の機能及び摂取をする上での注意事項(一部抜粋)
21	P331	表の1番上	栄養機能表示 注意喚起表示	栄養成分の機能 摂取をする上での注意事項
22	P331	表 注意喚起表示 亜鉛 下から3行目 カルシウム 上から3行目 銅 上から3行目 マグネシウム 上から4～5行目 ナイアシン 下から2行目 ビタミンA 上から3行目	1日	一日
23	P331	表 亜鉛の上に追加		別紙参照 ※別紙を印刷のうえ、該当箇所に貼り付けていただくことを推奨いたします。貼り付けるスペースがない場合は、本に挟んでいただくか、上部のみをのり付けして貼り付けてください。
24	P331	表 亜鉛 注意喚起表示 上から3行目 下から3行目	亜鉛の摂りすぎは、 1日の摂取の目安	亜鉛の摂り過ぎは、 一日の摂取目安量
25	P331	表 亜鉛とカルシウムの間に追加		別紙参照 ※別紙を印刷のうえ、該当箇所に貼り付けていただくことを推奨いたします。貼り付けるスペースがない場合は、本に挟んでいただくか、上部のみをのり付けして貼り付けてください。
26	P331	表 マグネシウム 栄養機能表示 上から1行目	骨の形成	骨

この度は、「ズルい！合格法 医薬品登録販売者試験対策 鷹の爪団直伝！参考書 Z超」をご購入いただき、誠に有難うございます。
試験問題作成に関する手引き(令和8年4月)の改正内容等を反映し、以下のとおり改訂させていただきます。
ご不便をお掛け致しまして申し訳ございませんが、何卒宜しくお願い申し上げます。

「ズルい！合格法 医薬品登録販売者試験対策 鷹の爪団直伝！参考書 Z超」改訂一覧表

◆令和8年5月1日

第4章 薬事関係法規・制度

No.	頁	該当箇所	誤	正			
27	P331	表 ビタミンA 注意喚起表示 下から3行目	妊娠3ヶ月以内	妊娠3か月以内			
28	P331	表 β-カロテン 栄養機能表示 注意喚起表示	<table border="1"> <tr> <td>β-カロテン (ビタミンAの 前駆体)</td> <td>β-カロテンは、夜間の視力の維持を 助ける栄養素です。β-カロテンは、 皮膚や粘膜の健康維持を助ける栄養 素です。</td> <td>本品は、多量摂取により疾病が治癒 したり、より健康が増進するもので はありません。1日の摂取目安量を守 ってください。</td> </tr> </table>	β-カロテン (ビタミンAの 前駆体)	β-カロテンは、夜間の視力の維持を 助ける栄養素です。β-カロテンは、 皮膚や粘膜の健康維持を助ける栄養 素です。	本品は、多量摂取により疾病が治癒 したり、より健康が増進するもので はありません。1日の摂取目安量を守 ってください。	削除
β-カロテン (ビタミンAの 前駆体)	β-カロテンは、夜間の視力の維持を 助ける栄養素です。β-カロテンは、 皮膚や粘膜の健康維持を助ける栄養 素です。	本品は、多量摂取により疾病が治癒 したり、より健康が増進するもので はありません。1日の摂取目安量を守 ってください。					
29	P332	表の1番上	栄養機能表示 注意喚起表示	栄養成分の機能 摂取をする上での注意事項			
30	P332	表 注意喚起表示 ビタミンB ₁ 下から2行目 葉酸 上から3行目	1日	一日			
31	P332	表 ビタミンEと葉酸 の間に追加		別紙参照 ※別紙を印刷のうえ、該当箇所に貼り付けていただくことを 推奨いたします。貼り付けるスペースがない場合は、本に挟 んでいただくか、上部のみをのり付けして貼り付けてくださ い。			
32	P332	葉酸 注意喚起表示 上から4行目 下から2行目	本品は、 発育が良く	葉酸は、 発育がよく			
33	P333	絶対覚えるポイント 栄養機能食品 1行目	消費者庁長官の許可は不要	消費者庁長官の個別の審査を受けたものではない			
34	P358	(a)から(f)の表 1番下に追加		別紙参照 ※別紙を印刷のうえ、該当箇所に貼り付けていただくことを 推奨いたします。貼り付けるスペースがない場合は、本に挟 んでいただくか、上部のみをのり付けして貼り付けてくださ い。			

この度は、「ズルい！合格法 医薬品登録販売者試験対策 鷹の爪団直伝！参考書 Z超」をご購入いただき、誠に有難うございます。
試験問題作成に関する手引き(令和8年4月)の改正内容等を反映し、以下のとおり改訂させていただきます。
ご不便をお掛け致しまして申し訳ございませんが、何卒宜しくお願い申し上げます。

「ズルい！合格法 医薬品登録販売者試験対策 鷹の爪団直伝！参考書 Z超」改訂一覧表

◆令和8年5月1日

第4章 薬事関係法規・制度

No.	頁	該当箇所	誤	正
35	P358	<要指導医薬品の販売方法の例>イラストに(g)のコメントを追加		
36	P363	青背景 上から3行目 イラスト 左上	対面	対面等
37	P365	<指定第二类医薬品>の青背景 本文1~2行目	購入しようとする者等	購入又は譲り受けようとする者
38	P366	絶対覚えるポイント 要指導医薬品 購入者側から質問 等がなくても行う 積極的な情報提供 上から1行目	対面により、	対面等により、
39	P367	レオナルド博士からの挑戦問題 問2 下から2行目	対面により、	対面等により、
40	P370	②一般用医薬品の陳列: 指定第二类医薬品 青背景 下から2行目 下から1行目	1.2メートル 取られている	1.2メートル以内 採られている
41	P370	②一般用医薬品の陳列: 指定第二类医薬品 イラスト レオナルド博士の下のii)の文章 上から2行目	メートル	メートル以内
42	P371	配置販売業の陳列と 薬局又は店舗にお ける掲示の間に追加		別紙参照 ※別紙を印刷のうえ、該当箇所に貼り付けていただくことを推奨いたします。貼り付けるスペースがない場合は、本に挟んでいただくか、上部のみをのり付けして貼り付けてください。

この度は、「ズルい！合格法 医薬品登録販売者試験対策 鷹の爪団直伝！参考書 Z超」をご購入いただき、誠に有難うございます。
試験問題作成に関する手引き(令和8年4月)の改正内容等を反映し、以下のとおり改訂させていただきます。
ご不便をお掛け致しまして申し訳ございませんが、何卒宜しくお願い申し上げます。

「ズルい！合格法 医薬品登録販売者試験対策 鷹の爪団直伝！参考書 Z超」改訂一覧表

◆令和8年5月1日

第4章 薬事関係法規・制度


No.	頁	該当箇所	誤	正											
43	P372	1番上の見出し	要指導医薬品及び一般用医薬品の	要指導医薬品、一般用医薬品及び指定濫用防止医薬品の											
44	P372	薬局製造販売医薬品、要指導医薬品及び一般用医薬品の販売制度に関する事項 ①②③	第二类医薬品及び第三類医薬品	第二类医薬品、第三類医薬品及び指定濫用防止医薬品											
45	P372	薬局製造販売医薬品、要指導医薬品及び一般用医薬品の販売制度に関する事項 ⑧の下に追加		⑨指定濫用防止医薬品の陳列等に関する解説 ⑩指定濫用防止医薬品を購入し、又は譲り受けようとする場合は、当該指定濫用防止医薬品の使用について薬剤師又は登録販売者に相談することを勧める旨											
46	P372	薬局製造販売医薬品、要指導医薬品及び一般用医薬品の販売制度に関する事項 ⑨⑩⑪	⑨医薬品による健康被害の救済制度に関する解説 ⑩個人情報の適正な取扱いを確保するための措置 ⑪其他必要な事項	⑪医薬品による健康被害の救済制度に関する解説 ⑫個人情報の適正な取扱いを確保するための措置 ⑬其他必要な事項											
47	P374		<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">分類</th> <th>特定販売</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">要指導医薬品</td> <td>不可</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">一般用医薬品</td> <td>第一類医薬品</td> <td rowspan="3">可</td> </tr> <tr> <td>第二类医薬品</td> </tr> <tr> <td>第三類医薬品</td> </tr> </tbody> </table>	分類		特定販売	要指導医薬品		不可	一般用医薬品	第一類医薬品	可	第二类医薬品	第三類医薬品	削除
分類		特定販売													
要指導医薬品		不可													
一般用医薬品	第一類医薬品	可													
	第二类医薬品														
	第三類医薬品														
48	P375	<特定販売に伴う事項>の赤枠内 ②⑤	薬局製造販売医薬品	薬局製造販売医薬品、要指導医薬品(特定要指導医薬品を除く。)											
49	P375	下から7行目	広告をするときは、第一類医薬品	広告をするときは、要指導医薬品(特定要指導医薬品を除く。)、第一類医薬品											
50	P376	<対面又は電話による情報提供>の青背景 本文1行目	あっても、一般用医薬品	あっても、要指導医薬品(特定要指導医薬品を除く。)及び一般用医薬品											
51	P378	絶対覚えるポイント 上から2行目	対する一般用医薬品	対する要指導医薬品(特定要指導医薬品を除く。)、一般用医薬品											

この度は、「ズルい！合格法 医薬品登録販売者試験対策 鷹の爪団直伝！参考書 Z超」をご購入いただき、誠に有難うございます。
試験問題作成に関する手引き(令和8年4月)の改正内容等を反映し、以下のとおり改訂させていただきます。
ご不便をお掛け致しまして申し訳ございませんが、何卒宜しくお願い申し上げます。

「ズルい！合格法 医薬品登録販売者試験対策 鷹の爪団直伝！参考書 Z超」改訂一覧表

◆令和8年5月1日

第4章 薬事関係法規・制度

No.	頁	該当箇所	誤	正
52	P378	絶対覚えるポイント ＜特定販売に伴う事項＞ ②⑤	薬局製造販売医薬品	薬局製造販売医薬品、 要指導医薬品(特定要指導医薬品を除く。)
53	P379	レオナルド博士からの挑戦問題 問3 上から2行目	広告するときは、第一類医薬品	広告するときは、 要指導医薬品(特定要指導医薬品を除く。) 、第一類医薬品
54	P379	レオナルド博士からの挑戦問題 解答 問1	医療用医薬品⇒薬局製造販売医薬品	医療用医薬品(毒薬及び劇薬であるものを除く。) ⇒ 薬局製造販売医薬品(毒薬及び劇薬であるものを除く。) 、 要指導医薬品(特定要指導医薬品を除く。)
55	P381		<p>＜濫用等のおそれのあるもの＞</p> <p>薬局開設者、店舗販売者又は配置販売者は、一般用医薬品のうち、濫用等のおそれのあるものとして厚生労働大臣が指定するものを販売し、又は授与するときは、次の方法により行わなければならないこととされている</p> <p>●当該薬局、店舗又は区域において医薬品の販売又は授与に従事する薬剤師又は登録販売者に、次に掲げる事項を確認させること</p> <p>i) 当該医薬品を購入し、又は譲り受けようとする者が若年者である場合にあっては、当該者の氏名及び年齢</p> <p>ii) 当該医薬品を購入し、又は譲り受けようとする者及び当該医薬品を使用しようとする者の他の薬局開設者、店舗販売者又は配置販売者からの当該医薬品及び当該医薬品以外の濫用等のおそれのある医薬品の購入又は譲り受けの状況</p> <p>iii) 当該医薬品を購入し、又は譲り受けようとする者が適正な使用のために必要と認められる数量を超えて購入し、又は譲り受けようとする場合は、その理由</p> <p>iv) その他当該医薬品の適正な使用を目的とする購入又は譲り受けであることを確認するために必要な事項</p> <p>●当該薬局において医薬品の販売又は授与に従事する薬剤師又は登録販売者に、●の規定により確認した事項を勘案し、適正な使用のため必要と認められる数量に限り、販売し、又は授与させること</p>	別紙参照 ※別紙を印刷のうえ、該当箇所に貼り付けていただくことを推奨いたします。貼り付けるスペースがない場合は、本に挟んでいただくか、上部のみをのり付けして貼り付けてください。
56	P382		<p>濫用等のおそれのあるものとして厚生労働大臣が指定する医薬品は、次に掲げるもの、その水和物及びそれらの塩類を有効成分として含有する製剤とされており、対象の医薬品を販売する際には確認を行ったうえで適正に使用されるよう販売する必要がある</p> <p>i) エフェドリン ii) コデイン iii) ジヒドロコデイン iv) プロモバレリル尿素 v) プロソドエフェドリン vi) メチルエフェドリン</p>	別紙参照 ※別紙を印刷のうえ、該当箇所に貼り付けていただくことを推奨いたします。貼り付けるスペースがない場合は、本に挟んでいただくか、上部のみをのり付けして貼り付けてください。
57	P383	絶対覚えるポイント	 <p>絶対覚えるポイント</p> <p>濫用等のおそれのあるものとして厚生労働大臣が指定する医薬品</p> <p>i) エフェドリン ii) コデイン iii) ジヒドロコデイン iv) プロモバレリル尿素 v) プロソドエフェドリン vi) メチルエフェドリン</p> <p>(製剤例)</p> <p>デコデコ ドリル</p> <p>コデイン エフェドリン ジヒドロコデイン プロソドエフェドリン メチルエフェドリン プロモバレリル尿素</p>	別紙参照 ※別紙を印刷のうえ、該当箇所に貼り付けていただくことを推奨いたします。貼り付けるスペースがない場合は、本に挟んでいただくか、上部のみをのり付けして貼り付けてください。
58	P383	吉田くんコメント 上から1行目 上から3行目 下から1～2行目	濫用のおそれのあるもの	指定濫用防止医薬品

この度は、「ズルい！合格法 医薬品登録販売者試験対策 鷹の爪団直伝！参考書 Z超」をご購入いただき、誠に有難うございます。
試験問題作成に関する手引き(令和8年4月)の改正内容等を反映し、以下のとおり改訂させていただきます。
ご不便をお掛け致しまして申し訳ございませんが、何卒宜しくお願い申し上げます。

「ズルい！合格法 医薬品登録販売者試験対策 鷹の爪団直伝！参考書 Z超」改訂一覧表

◆令和8年5月1日

第4章 薬事関係法規・制度

No.	頁	該当箇所	誤	正
59	P384	1番上の見出し 本文1～2行目	濫用等のおそれのある医薬品	指定濫用防止医薬品
60	P385	上から3～4行目 上から9行目	濫用等のおそれのあるものとして厚生労働大臣が指定する医薬品	指定濫用防止医薬品
61	P385	上から9～12行目	濫用等のおそれのあるものとして厚生労働大臣が指定する医薬品は、「適正な使用のために必要と認められる数量を超えて購入し、又は譲り受けようとする場合はその理由を確認すること」とされています(P.381)。	理由を確認しましょう。その上で、販売するかどうかの判断をしてください。
62	P386	レオナルド博士からの挑戦問題 問3 上から2行目	濫用等のおそれのあるもの	指定濫用防止医薬品
63	P390	◆組み合わせ販売 青背景 下から2行目	程度の範囲内	程度の種類の範囲内
64	P392	絶対覚えるポイント 下から3行目	程度の範囲内	程度の種類の範囲内

この度は、「ズルい！合格法 医薬品登録販売者試験対策 鷹の爪団直伝！参考書 Z超」をご購入いただき、誠に有難うございます。
試験問題作成に関する手引き(令和8年4月)の改正内容等を反映し、以下のとおり改訂させていただきます。
ご不便をお掛け致しまして申し訳ございませんが、何卒宜しくお願い申し上げます。

「ズルい！合格法 医薬品登録販売者試験対策 鷹の爪団直伝！参考書 Z超」改訂一覧表

◆令和8年5月1日

第5章 医薬品の適正使用・安全対策

No.	頁	該当箇所	誤	正
1	P399	タイトル	「医薬品の 適正使用 ・安全対策」	「医薬品の 適正使用と 安全対策」
2	P415	総合機構ホームページの表 下から2行目	⑦ 患者向医薬品ガイド	削除
3	P415	総合機構ホームページの表 下から1行目	⑧ その他、厚生労働省が医薬品等の安全性について発表した資料	⑦ その他、厚生労働省が医薬品等の安全性について発表した資料
4	P416	添付文書の活用の表 一般用医薬品の添付文書の提供など	・使用時に添付文書情報の内容を直ちに確認できる状態を確保する必要があるため、引き続き紙の添付文書が同梱される	・使用時に添付文書情報の内容を直ちに確認できる状態を確保する必要があるため、 添付文書がある場合は 引き続き紙の添付文書が同梱される
5	P417	レオナルド博士からの挑戦問題 問3	独立行政法人医薬品医療機器総合機構のホームページには、 医療関係者向の医薬品ガイド が掲載されている。	独立行政法人医薬品医療機器総合機構のホームページに、 医薬品等の製品回収に関する情報は掲載されていない。
6	P417	レオナルド博士からの挑戦問題 解答 問3	問3: × 医療関係者向⇒患者向	問3: × 掲載されていない⇒掲載されている
7	P422	下の緑の吹きだし 下から3行目 下から2行目	(医療用医薬品で使用されていた有効成分を 一般用医薬品 で初めて配合したもの) 承認条件として、	(医療用医薬品で使用されていた有効成分を OTC医薬品 で初めて配合したもの) 要指導医薬品に指定され、承認条件として、
8	P452	表「15歳未満の小児」と「妊婦又は妊娠していると思われる人」の間に追加		内容: 12歳未満の小児 主な成分・薬効群等: コデイン ジヒドロコデイン 覚えておくべき理由など: 重篤な呼吸抑制があらわれるおそれがあるため

この度は、「ズルい！合格法 医薬品登録販売者試験対策 鷹の爪団直伝！参考書 Z超」をご購入いただき、誠に有難うございます。試験問題作成に関する手引き(令和8年4月)の改正内容等を反映し、以下のとおり改訂させていただきます。ご不便をお掛け致しまして申し訳ございませんが、何卒宜しくお願い申し上げます。

「ズルい！合格法 医薬品登録販売者試験対策 鷹の爪団直伝！参考書 Z超」改訂一覧表

◆令和8年5月1日

別紙

13	P313		<p>指定濫用防止医薬品</p> <p>指定濫用防止医薬品は、法において、次の①～③の医薬品であって、その濫用をした場合に中枢神経系の興奮若しくは抑制又は幻覚を生ずるおそれがあり、その防止を図る必要がある医薬品として厚生労働大臣が薬事審議会の意見を聴いて指定する医薬品とされている。</p> <p>① 薬局開設者が当該薬局における設備及び器具をもって製造し、当該薬局において直接需要者に販売し、又は授与する医薬品（体外診断用医薬品を除き、厚生労働大臣の指定する有効成分以外の有効成分を含有しない医薬品に限る。）</p> <p>② 要指導医薬品</p> <p>③ 一般用医薬品</p> <p>また、指定濫用防止医薬品として法に基づき厚生労働大臣が指定する医薬品は、次に掲げるもの、その水和物及びそれらの塩類（以下「指定成分」という。）を有効成分として含有する製剤とされている。</p> <p>i) エフェドリン。ただし、外用剤を除く。</p> <p>ii) コデイン。ただし、外用剤を除く。</p> <p>iii) ジヒドロコデイン。ただし、外用剤を除く。</p> <p>iv) ジフェンヒドラミン。ただし、外用剤を除く。</p> <p>v) デキストロメトルファン。ただし、外用剤を除く。</p> <p>vi) プソイドエフェドリン。ただし、外用剤を除く。</p> <p>vii) プロモバレリル尿素。ただし、外用剤を除く。</p> <p>viii) メチルエフェドリン。ただし、外用剤を除く。</p>			
23	P331	<p>別紙参照 ※別紙を印刷のうえ、該当箇所に貼り付けていただくことを推奨いたします。貼り付けるスペースがない場合は、本に挟んでいただくか、上部のみをのり付けして貼り付けてください。</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="529 990 679 1102">n-3系脂肪酸</td> <td data-bbox="679 990 1027 1102">n-3系脂肪酸は、皮膚の健康維持を助ける栄養素です。</td> <td data-bbox="1027 990 1369 1102">本品は、多量摂取により疾病が治癒したり、より健康が増進するものではありません。一日の摂取目安量を守ってください。</td> </tr> </table>	n-3系脂肪酸	n-3系脂肪酸は、皮膚の健康維持を助ける栄養素です。	本品は、多量摂取により疾病が治癒したり、より健康が増進するものではありません。一日の摂取目安量を守ってください。
n-3系脂肪酸	n-3系脂肪酸は、皮膚の健康維持を助ける栄養素です。	本品は、多量摂取により疾病が治癒したり、より健康が増進するものではありません。一日の摂取目安量を守ってください。				
25	P331		<table border="1"> <tr> <td data-bbox="529 1137 679 1294">カリウム</td> <td data-bbox="679 1137 1027 1294">カリウムは、正常な血圧を保つのに必要な栄養素です。</td> <td data-bbox="1027 1137 1369 1294">本品は、多量摂取により疾病が治癒したり、より健康が増進するものではありません。一日の摂取目安量を守ってください。腎機能が低下している方は本品の摂取を避けてください。</td> </tr> </table>	カリウム	カリウムは、正常な血圧を保つのに必要な栄養素です。	本品は、多量摂取により疾病が治癒したり、より健康が増進するものではありません。一日の摂取目安量を守ってください。腎機能が低下している方は本品の摂取を避けてください。
カリウム	カリウムは、正常な血圧を保つのに必要な栄養素です。	本品は、多量摂取により疾病が治癒したり、より健康が増進するものではありません。一日の摂取目安量を守ってください。腎機能が低下している方は本品の摂取を避けてください。				
31	P332		<table border="1"> <tr> <td data-bbox="529 1335 679 1491">ビタミンK</td> <td data-bbox="679 1335 1027 1491">ビタミンKは、正常な血液凝固能を維持する栄養素です。</td> <td data-bbox="1027 1335 1369 1491">本品は、多量摂取により疾病が治癒したり、より健康が増進するものではありません。一日の摂取目安量を守ってください。血液凝固阻止薬を服用している方は本品の摂取を避けてください。</td> </tr> </table>	ビタミンK	ビタミンKは、正常な血液凝固能を維持する栄養素です。	本品は、多量摂取により疾病が治癒したり、より健康が増進するものではありません。一日の摂取目安量を守ってください。血液凝固阻止薬を服用している方は本品の摂取を避けてください。
ビタミンK	ビタミンKは、正常な血液凝固能を維持する栄養素です。	本品は、多量摂取により疾病が治癒したり、より健康が増進するものではありません。一日の摂取目安量を守ってください。血液凝固阻止薬を服用している方は本品の摂取を避けてください。				
34	P358		<table border="1"> <tr> <td data-bbox="529 1532 593 1644">(g)</td> <td data-bbox="593 1532 1327 1644">規則に規定する方法(対面によるものを除く。)で情報提供を行った場合には、当該要指導医薬品を購入し、又は譲り受けようとする者が、薬剤師によって当該情報提供が行われた者であることを確認した上で、当該情報提供を行った薬剤師に販売させること</td> </tr> </table> <p>※また、薬局開設者又は店舗販売業者は、特定要指導医薬品を販売し、又は授与するに当たっては、上記(a)～(g)に掲げるもののほか、次に掲げる方法により、薬剤師に対面により販売させ、又は授与させなければならないこととされている</p> <p>(1) 当該特定要指導医薬品が、その適正な使用のために薬剤師の対面による販売又は授与が行われることが特に必要とされた理由を踏まえた対応を行うこと</p> <p>(2) (1)のほか、当該特定要指導医薬品の販売又は授与の際に留意すべき事項に基づき、販売又は授与を行うこと</p>	(g)	規則に規定する方法(対面によるものを除く。)で情報提供を行った場合には、当該要指導医薬品を購入し、又は譲り受けようとする者が、薬剤師によって当該情報提供が行われた者であることを確認した上で、当該情報提供を行った薬剤師に販売させること	
(g)	規則に規定する方法(対面によるものを除く。)で情報提供を行った場合には、当該要指導医薬品を購入し、又は譲り受けようとする者が、薬剤師によって当該情報提供が行われた者であることを確認した上で、当該情報提供を行った薬剤師に販売させること					

この度は、「ズルい！合格法 医薬品登録販売者試験対策 鷹の爪団直伝！参考書 Z超」をご購入いただき、誠に有難うございます。試験問題作成に関する手引き(令和8年4月)の改正内容等を反映し、以下のとおり改訂させていただきます。ご不便をお掛け致しまして申し訳ございませんが、何卒宜しくお願い申し上げます。

「ズルい！合格法 医薬品登録販売者試験対策 鷹の爪団直伝！参考書 Z超」改訂一覧表

◆令和8年5月1日

別紙


42	P371	<p>別紙参照 ※別紙を印刷のうえ、該当箇所に貼り付けていただくことを推奨いたします。貼り付けるスペースがない場合は、本に挟んでいただくか、上部のみをのり付けして貼り付けてください。</p>	<p>指定濫用防止医薬品の陳列</p> <p>指定濫用防止医薬品（第二類医薬品又は第三類医薬品に限る。）は、次に掲げるいずれかの方法により陳列しなければならないとされている。</p> <p>①指定濫用防止医薬品陳列区画の内部の陳列設備に陳列しなければならない。ただし、次の場合を除く</p> <p>i) 鍵をかけた陳列設備 ii) 医薬品を購入しようとする者等が直接手の触れられない陳列設備に陳列する場合</p> <p>②情報を提供するための設備から7メートル以内の範囲に陳列し、当該設備にその薬局又は店舗において薬事に関する実務に従事する薬剤師又は登録販売者を継続的に配置すること</p> <p>薬剤師又は登録販売者を継続的に配置</p>
55	P381		<p>< 指定濫用防止医薬品に関する情報提供等 ></p> <p>薬局開設者、店舗販売業者又は配置販売業者は、指定濫用防止医薬品を販売し、若しくは授与し、又は配置する場合には、その薬局若しくは店舗又はその業務に係る都道府県の区域において医薬品の販売若しくは授与又は配置販売に従事する薬剤師又は登録販売者に、規則で定める事項を記載した書面を用いて必要な情報を提供しなければならないとされている。</p> <p>法による指定濫用防止医薬品の販売又は授与時の確認事項については、要指導医薬品等でそれぞれ定められている事項のほか、次の①～⑥に掲げる事項とする</p> <p>①年齢 ②その薬局等において指定濫用防止医薬品を購入し、又は譲り受けようとする者が18歳未満である場合は当該者の氏名 ③当該指定濫用防止医薬品を購入し、若しくは譲り受けようとする者又は当該指定濫用防止医薬品を使用しようとする者の当該指定濫用防止医薬品及び当該指定濫用防止医薬品以外の指定濫用防止医薬品の購入又は譲受けの状況 ④当該指定濫用防止医薬品をその薬局等において購入し、又は譲り受けようとする者が、規則にある数量を超えて当該指定濫用防止医薬品を購入し、又は譲り受けようとする場合はその理由 ⑤当該指定濫用防止医薬品の適正な使用を目的とする購入又は譲受けであることを確認するために必要な事項 ⑥その他情報の提供を行うために確認が必要な事項</p>

この度は、「ズルい！合格法 医薬品登録販売者試験対策 鷹の爪団直伝！参考書 Z超」をご購入いただき、誠に有難うございます。
 試験問題作成に関する手引き(令和8年4月)の改正内容等を反映し、以下のとおり改訂させていただきます。
 ご不便をお掛け致しまして申し訳ございませんが、何卒宜しくお願い申し上げます。

「ズルい！合格法 医薬品登録販売者試験対策 鷹の爪団直伝！参考書 Z超」改訂一覧表

◆令和8年5月1日

別紙

56	P382	<p>別紙参照 ※別紙を印刷のうえ、該当箇所に貼り付けていただくことを推奨いたします。貼り付けるスペースがない場合は、本に挟んでいただくか、上部のみをのり付けして貼り付けてください。</p>	<p>指定濫用防止医薬品として厚生労働大臣が指定する医薬品は、次に掲げるもの、その水和物及びそれらの塩類を有効成分として含有する製剤とされている。</p> <p>厚生労働大臣が定める数量は、指定濫用防止医薬品ごとに、一包装であって、かつ、次の各欄に掲げる指定濫用防止医薬品ごとに、当該指定濫用防止医薬品の用法及び用量からみて次表の右欄に掲げる日数分の数量を超えないものとされている。</p> <table border="1"> <tr> <td>1. エフェドリン。 ただし、外用剤を除く。</td> <td>5日</td> </tr> <tr> <td>2. コデイン。 ただし、外用剤を除く。</td> <td>5日</td> </tr> <tr> <td>3. ジヒドロコデイン。 ただし、外用剤を除く。</td> <td>5日。ただし、かぜ薬としての効能又は効果を有すると認められる製剤にあつては7日。</td> </tr> <tr> <td>4. ジフェンヒドラミン。 ただし、外用剤を除く。</td> <td>5日。ただし、かぜ薬としての効能又は効果を有すると認められる製剤にあつては7日。</td> </tr> <tr> <td>5. デキストロメトルファン。 ただし、外用剤を除く。</td> <td>5日。ただし、かぜ薬としての効能又は効果を有すると認められる製剤にあつては7日。</td> </tr> <tr> <td>6. プソイドエフェドリン。 ただし、外用剤を除く。</td> <td>5日。ただし、かぜ薬又は鼻炎用内服薬としての効能又は効果を有すると認められる製剤にあつては7日。</td> </tr> <tr> <td>7. プロモバレリル尿素。 ただし、外用剤を除く。</td> <td>5日。ただし、解熱鎮痛薬としての効能又は効果を有すると認められる製剤にあつては7日。</td> </tr> <tr> <td>8. メチルエフェドリン。 ただし、外用剤を除く。</td> <td>5日。ただし、かぜ薬又は鼻炎用内服薬としての効能又は効果を有すると認められる製剤にあつては7日。</td> </tr> </table>	1. エフェドリン。 ただし、外用剤を除く。	5日	2. コデイン。 ただし、外用剤を除く。	5日	3. ジヒドロコデイン。 ただし、外用剤を除く。	5日。ただし、かぜ薬としての効能又は効果を有すると認められる製剤にあつては7日。	4. ジフェンヒドラミン。 ただし、外用剤を除く。	5日。ただし、かぜ薬としての効能又は効果を有すると認められる製剤にあつては7日。	5. デキストロメトルファン。 ただし、外用剤を除く。	5日。ただし、かぜ薬としての効能又は効果を有すると認められる製剤にあつては7日。	6. プソイドエフェドリン。 ただし、外用剤を除く。	5日。ただし、かぜ薬又は鼻炎用内服薬としての効能又は効果を有すると認められる製剤にあつては7日。	7. プロモバレリル尿素。 ただし、外用剤を除く。	5日。ただし、解熱鎮痛薬としての効能又は効果を有すると認められる製剤にあつては7日。	8. メチルエフェドリン。 ただし、外用剤を除く。	5日。ただし、かぜ薬又は鼻炎用内服薬としての効能又は効果を有すると認められる製剤にあつては7日。								
1. エフェドリン。 ただし、外用剤を除く。	5日																										
2. コデイン。 ただし、外用剤を除く。	5日																										
3. ジヒドロコデイン。 ただし、外用剤を除く。	5日。ただし、かぜ薬としての効能又は効果を有すると認められる製剤にあつては7日。																										
4. ジフェンヒドラミン。 ただし、外用剤を除く。	5日。ただし、かぜ薬としての効能又は効果を有すると認められる製剤にあつては7日。																										
5. デキストロメトルファン。 ただし、外用剤を除く。	5日。ただし、かぜ薬としての効能又は効果を有すると認められる製剤にあつては7日。																										
6. プソイドエフェドリン。 ただし、外用剤を除く。	5日。ただし、かぜ薬又は鼻炎用内服薬としての効能又は効果を有すると認められる製剤にあつては7日。																										
7. プロモバレリル尿素。 ただし、外用剤を除く。	5日。ただし、解熱鎮痛薬としての効能又は効果を有すると認められる製剤にあつては7日。																										
8. メチルエフェドリン。 ただし、外用剤を除く。	5日。ただし、かぜ薬又は鼻炎用内服薬としての効能又は効果を有すると認められる製剤にあつては7日。																										
57	P383		<p>絶対覚えるポイント</p> <p>指定濫用防止医薬品</p> <table> <tr> <td>1.エフェドリン</td> <td>5.デキストロメトルファン</td> </tr> <tr> <td>2.コデイン</td> <td>6.プソイドエフェドリン</td> </tr> <tr> <td>3.ジヒドロコデイン</td> <td>7.プロモバレリル尿素</td> </tr> <tr> <td>4.ジフェンヒドラミン</td> <td>8.メチルエフェドリン</td> </tr> </table> <p>(覚え方)</p> <p>デコデコ ドリル ヒド い デキ</p> <table> <tr> <td>コデイン</td> <td>エフェドリン</td> <td>ジフェン</td> <td>デキストロ</td> </tr> <tr> <td>ジヒドロコデイン</td> <td>プソイドエフェドリン</td> <td>ヒドラミン</td> <td>メトルファン</td> </tr> <tr> <td></td> <td>メチルエフェドリン</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>プロモバレリル尿素</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> 	1.エフェドリン	5.デキストロメトルファン	2.コデイン	6.プソイドエフェドリン	3.ジヒドロコデイン	7.プロモバレリル尿素	4.ジフェンヒドラミン	8.メチルエフェドリン	コデイン	エフェドリン	ジフェン	デキストロ	ジヒドロコデイン	プソイドエフェドリン	ヒドラミン	メトルファン		メチルエフェドリン				プロモバレリル尿素		
1.エフェドリン	5.デキストロメトルファン																										
2.コデイン	6.プソイドエフェドリン																										
3.ジヒドロコデイン	7.プロモバレリル尿素																										
4.ジフェンヒドラミン	8.メチルエフェドリン																										
コデイン	エフェドリン	ジフェン	デキストロ																								
ジヒドロコデイン	プソイドエフェドリン	ヒドラミン	メトルファン																								
	メチルエフェドリン																										
	プロモバレリル尿素																										